法政大学通信教育部

2026 年度入学者　教職課程について（入学要項別紙）

目　　次

1. 取得可能な教員免許状……1
2. 入学コース……2
3. 教職の単位……2
4. 基礎資格および法定最低修得単位数……3
5. 費用……3
6. 教育実習……4
7. 介護等体験……5
8. その他の必修科目……5
9. 教育の基礎的理解に関する科目等……6
10. 教科及び教科の指導法に関する科目……7
　国語科（中学校一種・高等学校一種）……7
　社会科（中学校一種）……8
　地理歴史科（高等学校一種）……9
　公民科（高等学校一種）……10
　商業科（高等学校一種）……10
　参考資料　法政大学通信教育部『入学要項』19～23 ページ「科目等履修生（教職生）
　参考資料　法政大学通信教育部進級・卒業要件

【重要：必ずご確認ください】

法政大学通信教育部で教員免許状取得に必要な単位の修得を検討している方は、本紙で教職課程の概要や適用法令、修得すべき科目区分や単位数などを確認して出願してください。また、必要な要件および書類を揃えたうえで出願手続きを行ってください。

また、科目等履修生（教職生）の出願を検討している方は、本紙『2026 年度入学要項』の 19～23 ページを確認し、目的別の受講資格や注意事項について確認してください。

※この冊子巻末にも『2026 年度入学要項』19～23 ページと同一の内容を添付しています。

※【2026.3.2】 11 ページに教育実習に関する注意事項を追記しました。必ずご確認ください。

通信教育部 Web サイト「教職課程」
https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/faculty/teacher-training/

教職課程

国語・社会（中学校一種）、国語・地理歴史・公民・商業（高等学校一種）の各教員免許状の取得が可能です。初めて取得する場合には最終学歴などによって適した学年から入学し、履修をスタートできます。すでに一部単位を修得済みの場合、上級免許状や他教科免許状取得を目指す場合は、必要に応じた科目履修が可能です。

1. 取得可能な教員免許状

免許状種別・科目 ＼ 学部・学科		法学部	文学部			経済学部	
		法律学科	日本文学科	史学科	地理学科	経済学科	商業学科
中学校教諭一種免許状	国語		○				
	社会	○		○	○	○	
高等学校教諭一種免許状	国語		○				
	地理歴史	○		○	○	○	
	公民	○		○	○	○	
	商業						○

＊○が取得可能な免許状

※ 学科によって取得できる教員免許状が異なります。例えば、史学科に入学して中学の社会と高校の地理歴史を同時に取得することは可能ですが、国語を取得することはできません。国語の免許状を取得できるのは日本文学科に入学した場合のみです。

※ 本学通信教育課程の卒業生が不足単位修得のため科目等履修生（教職生）となる場合は、原則として卒業した学部・学科に所属してください。

※ 入学時期および履修科目・単位数によって、学習に要する年数は異なります。余裕をもって学習計画を立ててください。

※ 上記に記載のない科目の免許状の取得はできません（証明書も発行できません）。

◇ 教職課程再課程認定について

教育職員免許法・同施行規則の改正により、2019 年度入学生から改正後の新法による新教職課程が開始されました。本学の通信教育課程は、上記の表のとおり教職課程を開設しています。平成 28 年改正法（2019 年 4 月 1 日施行）（以下、新法）での主な変更点は以下のとおりです。

旧法<注>適用者と新法適用者とでは教員免許状取得のために必要な科目・単位が異なりますので注意してください。

≪新法の主な変更点と履修上の注意について≫

1. 科目区分の変更に伴う新しい科目の開設

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目および

「総合的な学習の時間の指導法」に関する科目の修得が必要です。

2.「各教科の指導法」の必要修得単位数の変更

旧法では 2 単位以上でしたが、新法では中学校一種免許状は 8 単位、高等学校一種免許状は 4 単位の修得が必要です。

＜注＞ 旧法‥‥平成 10 年改正免許法を指す

新法‥‥平成 28 年改正免許法（2019 年 4 月 1 日から施行）を指す

2. 入学コース

最終学歴および修得科目によって、入学すべきコースが異なります。
必ず『入学要項』を参照し、目的別の受講資格を確認してください。

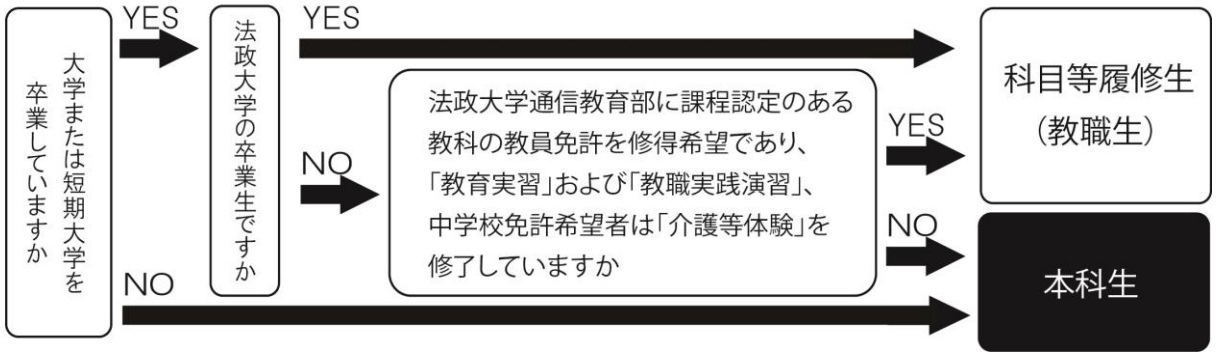

3. 教職の単位

すでに修得済みの単位について

本学では、前大学などで修得した教職単位（教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目）は認定・証明していません。その他の必修科目（施行規則 66 条の 6）の認定単位の証明については、入学形態および科目区分により異なります。以前に修得した単位を教員免許状申請用として使用する場合は、修得した機関（前大学など）で単位証明をしてもらってください。免許申請時には、以前修得した単位と本学で修得した単位のそれぞれの証明書を合わせてご自身で申請することになります。

これから修得予定の単位について

教員免許状の授与権者は、大学ではなく都道府県の教育委員会です。履修計画をたてるにあたっては、単位を修得し終え、免許状授与の個人申請をする際に不足単位や科目の取り間違いによって免許状が授与されない、ということのないよう下記の修得すべき単位の確認方法を参照し、十分注意してください。

(1)適用法令を確認する

2019 年度以降の入学生は、原則として新法（平成 28 年改正法）が適用となりますが、一部の方については旧法（平成 10 年改正法）が適用となります。

旧法（平成 10 年改正法）適用者の可能性がある場合※

・2019 年 3 月末日から引き続き現在までいずれかの大学（短期大学を除く）に正規の学生として在籍している方が間を空けずに本学に入学する場合。

※在籍していた大学の学籍の状況や教職課程の状況、本学への入学方法により、旧法が適用される場合があります。上記に該当する方の適用法令については免許状の授与を受けようとする都道府県の教育委員会に現在の学籍の状況を詳細に説明したうえで、適用法令を確認してください。

(2)不足単位を確認する

A. 学士の資格を持っている（既に大学を卒業している）

1. 出身大学で(1)で確認した適用法令用の「学力に関する証明書」を取得する。
2. 「学力に関する証明書」をもとに、出身大学にて教育職員免許法上の不足区分・不足科目・不足単位数について指導を受ける。

※すでに所有している免許を利用して、免許法第6条（他教科免許状・上級免許状・隣接校種免許状）を根拠に免許申請を行う場合は都道府県教育委員会で指導を受けてください。詳しくは「入学要項」P19～P23 を参照してください。

B. 学士の資格を持っていない(大学を卒業していない)

本学を卒業するとともに、法律で定められた教員免許状取得に必要な科目および単位の修得が必要です。本学の卒業に必要な単位については『入学案内』から各学科の履修科目と卒業要件をご覧ください。

法律で定められた教員免許状取得に必要な単位については下記「4.基礎資格および法定最低修得単位数」をご覧ください。

※ただし、大学を中退した方については、前大学で修得した単位の一部が「学力に関する証明書」で証明できる場合があります。そのため、前ページ A の手順で履修指導を受けることをおすすめします。

(3)本学の課程表を確認する

(2)で確認した修得すべき教員免許法上の科目・単位数を本学の課程表に照らし合わせ、本学入学後に履修すべき本学の科目・単位数を確認します。

※平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイトトップ 〉学部・学科・教職課程 〉教職課程 〉教職課程表で公開しています。

4. 基礎資格および法定最低修得単位数

教員免許状を取得するためには、下記の表にある単位数・要件を満たすように修得することが法律で定められています。免許の申請には本学の必修単位をすべて修得し、かつ法定最低修得単位数を超えて修得しなければなりません。

免許状の種類	基礎資格	法定最低修得単位数※2 と要件				
		教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	その他の必修科目(施行規則 66 条 6)	介護等体験
中学校一種	学士の学位を有すること	27 単位 超過	28 単位 超過	4 単位※1	8 単位	要
高等学校一種		23 単位 超過	24 単位 超過	12 単位※1	8 単位	不要

※1:「大学が独自に設定する科目」の単位は、本学では「教育の基礎的理解に関する科目等」と「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、所定の単位数を超過して、修得した単位が充当されます。

※2:法定最低修得単位数は、本学での修得単位数と異なります。本学で教職課程を履修する場合、法定最低修得単位数を超えても修得しなければならない場合があります。また、上記法定最低修得単位数は新法(平成 28 年改正法)適用者用です。平成 10 年改正法適用者については、通信教育部 Web サイトトップ 〉学部・学科・教職課程 〉教職課程 で公開しています。

5. 費用

教職課程の履修に関する費用は概算で、以下のとおりです。(指定市販本など、配本されない教材の購入にかかる費用は含みません。)

内訳	金額	詳細
科目登録料	**<本科生>** 1 単位 3,000 円×登録単位数 **<科目等履修生(教職生)>** 科目登録料(※)1 単位 5,000 円×登録単位数	科目登録料は以下の場合に発生します(科目登録時に納入)。 (1)所属学科のカリキュラムにない科目を通信学習で履修する場合。 (2)3 年次編入学者(学士入学者含む)で教養課程の科目を、通信学習で履修する場合(一部例外あり)。 ※ 「書道実技」を通信学習で履修する場合の科目登録料は10,000 円となります。
スクーリング受講料	**<本科生・科目等履修生(教職生)共通>** 1 科目 15,000 円または 20,000 円×受講科目数	スクーリング受講料はスクーリングの種類によって異なります(履修申請後、申請結果発表後に納入)。 東京(春・夏・秋・冬・週末・ゴールデンウィーク)スクーリング 1 科目あたり 15,000 円 地方・メディアスクーリング、オンライン形式で開講のスクーリング 1 科目あたり 20,000 円
教育実習費	**<本科生・科目等履修生(教職生)共通>** 30,000 円(教育実習事前指導受講料 6,000 円、教育実習料 24,000 円)	詳細は教育実習予備登録者にご連絡します。
教職実践演習受講料	**<本科生・科目等履修生(教職生)共通>** 15,000 円	冬期スクーリング期間に開講するため、10 月頃に申請・11 月頃に受講料を納入。
介護等体験費	**<本科生・科目等履修生(教職生)共通>** 13,000 円	翌年度に実施する介護等体験について前年度中に申請、体験費を納入。

6. 教育実習

教育実習の実施要件

「教育実習」の単位(中学校 5 単位、高等学校 3 単位)は、実習校での実習の単位(中学校 4 単位、高等学校 2 単位)と事前・事後指導 1 単位から構成され、当該年度の4月から翌年 3 月までの通年科目として開講しています。
「教育実習」を行うためには、実習前年度 3 月末までに以下の要件をすべて満たさなければなりません。

(1)「教育の基礎的理解に関する科目等」の中から 8 単位以上を修得すること(科目の指定あり)※1
(2)「実習教科の指導法」を 4 単位修得すること※2
(3)上記(1)を含み 100 単位以上修得すること※3
(4)教育実習実施年度の 4 月 1 日時点で 4 年生であること※4
(5)「教育実習ガイダンス」(文書指導)を受講すること
(6)事前指導担当教員が「履修カルテ」を確認していること
(7)「教育実習事前指導」に合格すること(冬期スクーリングで開講予定)
(8)予備登録時の課題・リポートに合格すること
(9)実習校から内諾を得ていること

・「教育実習」を除いた不足単位が 1～2 科目であっても、すぐに「教育実習」を行うことはできません。
・科目等履修生の「教育実習」受け入れは、原則として行っていません(本学卒業者(通学課程含む)は受け入れ可。本学卒業者(通学課程含む)が科目等履修生として教育実習を行う場合は上記要件(3)、(4)は免除されます)。

※1 「教育原理」「教育の制度・経営」「教育心理学」を各 2 単位および「教育の基礎的理解に関する科目等」の中から 2 単位、合計 8 単位を修得すること。
上記のうち「教育原理」「教育の制度・経営」「教育心理学」については本学(通学課程含む)で修得している必要があります。
※2 実習教科が中学国語の場合は「国語科教育法Ⅰ」の 4 単位を修得すること。中学社会の場合は「社会・地歴科教育法」または「社会・公民科教育法」のいずれか 4 単位を修得すること。
※3 編入学時の認定単位、学士入学者の教養課程免除単位も含む。ただし、資格課程の科目は含まない。
※4 後期生の場合、10 月 1 日に 4 年生へ進級後、翌年の 4 月から「教育実習」の履修を開始することができます。「教育実習」が通年科目であることから、後期生は 4 年生として 1 年半以上在籍することが必要です。
※5 「こども性暴力防止法」が 2026 年 12 月 25 日に施行されることに伴い、教育実習の実施にあたって性犯罪に関する犯罪事実確認(前科有無の確認)が必要となる場合があります。詳細は P.11 を確認してください。

実習校について

実習校においては、出身者に対しても受け入れを制限する学校や、教員採用試験を受験しない方や受験可能でない年齢の方を受け入れない学校もあります。また、実習校・実習校所在地の教育委員会の両方に所定の申請をしないと実施できない自治体もあります。
実習校の確保は、学生自身が実習の前年度に出身校や最寄りの学校などへ個々に交渉して内諾を得ることが必要となります。そのうえで、本学より教育実習受入れ依頼の手続きをとり、実習校へ正式にお願いすることになります。なお、実習にあたり上記実習要件をすべて満たさなければ、たとえ実習校の内諾を得られても不許可となりますので注意してください。

＜注意＞ **・実習校は自己開拓となります。本学から実習校の斡旋は一切行いません。**
・現在、学校に勤務している方は勤務校および同一敷地内にある関係校(附属校・中高一貫校など)での実習は認められません。
・通信制・単位制の学校での教育実習は実施できない可能性があります。
・法政大学の付属校での実習は、法政大学付属校出身者のみの受け入れとなります。

実習時期・期間および実習経費について

教育実習は、春期(5～7 月)または秋期(9～11 月)に行われます。教育実習期間は中学一種免許取得希望者が 3～4 週間(5 単位)、高等学校一種免許取得希望者は 2 週間(3 単位)となります。実習校の学校種にかかわらず修得した単位は中学校、高等学校の両方の免許申請に使用することができるため中学校、高等学校の両方の免許取得を予定している方は 3～4 週間(5 単位)の教育実習を行ってください。

※教育実習を入学初年度に行うことはできません。3 年次編入学者(学士入学者含む)は、翌年度の実習についても、上記教育実習の実施要件(3)の関係で、行うことができない可能性が高いです。
実習経費(予定) ・教育実習事前指導 6,000 円 ・教育実習料 24,000 円

法政大学(通学課程、通信教育課程)卒業者について

本学卒業者は、科目等履修生(教職生)での教育実習が可能です。ただし、実習前年度に希望者登録(予備登録)を行うため、入学初年度の実習はできません。また、本学通学課程卒業者の実習にかかわる各種実施条件は本学通信教育部の要件に則ります。

7. 介護等体験

「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小学校および中学校の教諭の普通免許状を取得するためには特別支援学校で 2 日以上、社会福祉施設などで 5 日以上(合わせて 7 日間以上)の「介護等体験」が義務づけられています。

介護等体験の対象者

中学校免許状取得希望者で、以下のいずれかに該当する者
a.1998 年度以降の 1 年次入学者 b.1999 年度以降の 2 年次編入学者 c.2000 年度以降の 3 年次編入学者 d.1998 年度以降入学の本学卒業の教職生

介護等体験が免除される方

a. 上記対象者のうち、この法律の施行日(1998 年 4 月)以前から、いずれかの大学に間をおかず在籍し、これらを卒業するまでに中学校の普通免許状を申請するために必要な所要資格を得た者またはそのことにより中学校の普通免許状を取得した者
b. すでに小学校または中学校の教諭の普通免許状を教員免許法別表第 1 により取得している者
c. 次の免許を受けている者
保健婦、保健士、助産婦、看護士、准看護士、盲・聾・養護学校の教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
d. 身体障害者手帳に 1 級から 6 級までの記載のある者

介護等体験の実施について

介護等体験は、大学を通して東京都もしくは在住の各都道府県の教育委員会および社会福祉協議会に申し込みます。日時・施設の指定はできず、土曜・日曜の体験は原則としてありません。特に社会福祉施設の 5 日間は月曜～金曜の連続した日程となります。
また、申し込み締切日は各都道府県で異なるので、入学初年度に介護等体験はできません。

＜注意＞ ・本学では、介護等体験は単位となりません。
・科目等履修生の介護等体験の受け入れは、原則として行っていません(本学卒業者(通学課程含む)は受け入れ可)。
・「介護等体験」にかかる経費は 13,000 円を予定しています。

8.【新法(平成 28 年改正法)、旧法(平成 10 年改正法)共通課程表】その他の必修科目

(根拠:教育職員免許法施行規則第 66 条の 6(免許法第 5 条別表第 1 に基づく場合必修))

【すべての免許種に共通】
◎:必修科目
○:選択必修科目 「スポーツ総合演習」「健康・スポーツ科学概論」いずれか 1 科目が必修
「英語S」「独語S」「仏語S」のいずれか 1 外国語 2 単位が必修

法定の科目名	本学配当科目	単位数	科目コード	履修可能学科					
				法	日	史	地	経	商
日本国憲法	法学(日本国憲法)	2	01215	◎	◎	◎	◎	◎	◎
体育	スポーツ総合演習 ※1	2	スクーリングのみ	○	○	○	○	○	○
	健康・スポーツ科学概論	2	03406	○	○	○	○	○	○
外国語コミュニケーション	英語S ※1	1×2 回	スクーリングのみ	○	○	○	○	○	○
	独語S ※1	1×2 回	スクーリングのみ	○	○	○	○	○	○
	仏語S ※1	1×2 回	スクーリングのみ	○	○	○	○	○	○
情報機器の操作	情報学入門 ※2	2	スクーリングのみ	◎	◎	◎	◎		◎
	コンピュータ入門 ※2	2	スクーリングのみ					◎	

[重要]課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。
※1:「スポーツ総合演習」「外国語」は春・夏・秋・冬期スクーリングのいずれかで開講予定です。
※2:「情報学入門」(経済学部経済学科は「コンピュータ入門」)は夏・冬期スクーリングで開講予定です。
・2026 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4 月号および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載します。
・スクーリングは年度によって開講科目や開講方法が変わる可能性があります。
・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

9.【新法(平成 28 年改正法)用課程表】教育の基礎的理解に関する科目等（中学校一種、高等学校一種）

◎:必修科目
○:選択必修科目「教育実習(中・高)」または「教育実習(高)」のいずれか 1 科目必修
△:選択科目　修得した場合、「大学が独自に設定する科目」の単位となる

施行規則に定める科目区分等		本学配当科目	単位数	科目コード	取得したい免許種・教科					
					中学国語	高校国語	中学社会	高校地歴	高校公民	高校商業
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	95539	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	95540	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育の制度・経営	2	95541	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	95542	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズの理解と支援	2	95543	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	95544	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導論	2	95545	◎	△	◎	△	△	△
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	95546	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	特別活動の指導法	特別活動論	2	95547	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育方法論 (ICT 活用を含む)	2	スクーリングのみ (夏期スクーリング開講予定)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	95549	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	95550	◎	◎	◎	◎	◎	◎
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(中・高)	5	教育実習事前・事後指導の受講が必要 (事前指導は、冬期スクーリング開講予定)	◎	○	◎	○	○	○
		教育実習(高)	3			○		○	○	○
	教職実践演習　※	教職実践演習(中・高)	2	スクーリングのみ (冬期スクーリング開講予定)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				必修科目のみを修得した場合の合計単位数	31	27	31	27	27	27

[重要]課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。
※「教職実践演習」の受講には「履修カルテ」が必要です。
※10 月 1 日入学(後期生)で、入学初年度の冬期スクーリングで開講予定の「教職実践演習」の受講を希望する場合は、必ず 10 月 1 日入学(後期生)の「第 1 回」までに出願してください。
※法政大学卒業者かつ10月1日入学(後期生)で、入学翌年度の教育実習を希望の方は、事前に法政大学通信教育部教職担当へご相談ください。
・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト(トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表)で公開しています。
・2026 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4 月号および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載します。
・スクーリングは年度によって開講科目や開講方法が変わる可能性があります。
・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

10.【新法(平成 28 年改正法)用課程表】教科及び教科の指導法に関する科目

取得希望の免許教科ごとに定められています。
教科及び教科の指導法に関する科目のうち、スクーリングが必修の科目は中学校一種国語科用の「書道実技(2 単位)」です。「書道実技」の履修は、通信学習で履修する部分とスクーリングで履修する部分とに分かれており、通信学習だけでは単位の修得はできません。

＜他大学に在籍していた方で、教職科目の一部を修得している方へ＞

【「一般的包括的内容を含む」について】
教育職員免許法施行規則にて、「教科及び教科の指導法に関する科目」は「一般的包括的内容を含むものでなければならない」と定められています。
※一般的に学力に関する証明書では、確認欄に「○」を記載することや、注意書きを付すことで、その科目区分について「一般的包括的内容を含む」単位を修得したかどうかが示されています。
出身大学や教育委員会への確認の結果、「一般的包括的内容を含む」単位を修得できていない科目区分があった場合は、本学で当該科目区分の必修科目をすべて修得する必要があります(選択必修科目は条件に沿うように修得する必要があります)。
例)中学国語の教員免許状取得希望者が科目区分「国文学(国文学史を含む。)」について、本学で「一般的包括的内容を含んで修得する必要がある」場合、本学では当該科目区分の必修科目である「日本文芸学概論」と「日本文芸史Ⅰ」の両方を修得する必要があります(下表参照)。
その他、教育委員会や出身大学などで指導を受けた場合には、その指導内容に則り履修してください。

【国語科(中学校一種・高等学校一種)】

◎:必修科目
○:選択必修科目 「日本言語学概論」または「日本言語史」のいずれか1科目必修
1 科目以上修得した場合はすべて教科及び教科の指導法に関する科目の単位となる
△:選択科目 修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる
☆:「中学校一種国語」の免許の場合は必修科目となる。「高等学校一種国語」の免許の場合は選択科目となる。

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本言語学概論	4	24509		○				
			日本言語史	4	24510		○				
			日本文法論	4	24503		◎				
		国文学(国文学史を含む。)	日本文芸学概論	4	24501		◎				
			日本文芸史Ⅰ	4	24511		◎				
			日本文芸研究特講・中古	4	24559		△				
			日本文芸研究特講・中世	4	24560		△				
			日本文芸研究特講・近世	4	24561		△				
			日本文芸研究特講・近代	4	24562		△				
			日本文芸研究特講・現代	4	24563		△				
		漢文学	日本文芸研究特講・漢文	4	24565		◎				
			中国文芸史	4	24608		△				
		書道(書写を中心とする。) 中学免許取得希望者のみ教科に関する科目区分となる(高校免許の単位にはなりません)。	書道実技※	2	24639		◎				
			書道史	2	24613		△				
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		国語科教育法Ⅰ	4	95559		◎				
			国語科教育法Ⅱ	4	95560		☆				

[重要]課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。
※書道実技の履修方法…「書道実技」はスクーリング受講が必修であるため以下の(1),(2)いずれかの方法で単位を修得すること。
(1)スクーリングを2回受講し、いずれも合格する。
(2)「スクーリングを1回受講し合格」および「通信学習で所定の課題を提出しすべて合格する」と 2 単位修得となります。通信学習での履修料(科目登録料)は 10,000 円です。
・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト(トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表)で公開しています。
・2026 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信 4 月号』および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載します。
・スクーリングは年度によって開講科目や開講方法が変わる可能性があります。
・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

【社会科(中学校一種)】

◎:必修科目

△:選択科目　修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	西洋史	4	01116	◎				◎	
			日本史	4	01117	◎				◎	
			東洋史	4	01118	◎				◎	
			日本史概説※1	4(2)	34501			◎	◎		
			東洋史概説※1	4(2)	34502			◎	◎		
			西洋史概説※1	4(2)	34503			◎	◎		
			史学概論	4	34504			△			
			日本考古学	4	34601			△			
			日本美術史	4	24640			△			
			日本近代史	4	34647			△			
			日本近世史	4	34618			△			
			日本中世史	4	34628			△			
			日本古代史	4	34544			△			
			日本古文書学	4	34540			△			
			経済史A	2	54524					△	
			経済史B	2	54525					△	
		地理学(地誌を含む。)	人文地理学概論(1)	2	44507	◎		◎	◎	◎	
			人文地理学概論(2)	2	44511	◎		◎	◎	◎	
			自然地理学概論(1)	2	44508	◎		◎	◎	◎	
			自然地理学概論(2)	2	44512	◎		◎	◎	◎	
			地誌学概論	4	44513	◎		◎	◎	◎	
			歴史地理学	4	44705			△	△		
			人文地理学演習	2	スクーリングのみ				△		
			人文地理学特講	2	スクーリングのみ				△		
			人文地理学特講(地域・産業・生活)	4	44613				△		
			日本地誌(1)(自然編)	4	44523				△		
			日本地誌(2)(人文編)	4	44524				△		
			世界地誌(1)(アジア)	4	44525				△		
			世界地誌(2)(アメリカ・大洋州)	4	44526				△		
			世界地誌(3)(欧・アフリカ)	4	44527				△		
			環境経済論 A	2	メディアスクーリングのみ					△	
			環境経済論 B	2	メディアスクーリングのみ					△	
		「法律学、政治学」	法学(日本国憲法)	2	01215	◎		◎	◎	◎	
			法学	2	01219	◎		◎	◎	◎	
			憲法	4	14501	△		△	△	△	
			民法総則	4	14515	△					
			物権法	4	14516	△					
			債権総論	4	14517	△					
			債権各論	4	14518	△					
			親族法・相続法	4	14526	△					
			商法総則・商行為法	4	14519	△					
			会社法	4	14520	△					
			刑法総論	4	14521	△					
			刑法各論	4	14522	△					
			民事訴訟法	4	14523	△					
			刑事訴訟法	4	14513	△					
			労働法	4	14603	△					
			国際法総論	4	14524	△					
			民法一部(総則・物権法)	4	54590					△	
			民法二部(債権法)	4	54591					△	
			東洋史特講(中国現代史)	4	34541			△			
		「社会学、経済学」	社会学	4	01217			◎			
			社会経済学 A	2	54518	◎			◎	◎	
			社会経済学 B	2	54519	◎			◎	◎	
			経済政策論 A	2	54538	△				△	
			経済政策論 B	2	54539	△				△	
			統計学A	2	54522					△	
			統計学B	2	54523					△	
			財政学A	2	54534					△	
			財政学B	2	54535					△	
			文化地理学	4	44700			△	△		
			経済地理学	4	44699			△			
			人文地理学(農業)	4	44704				△		
			日本経済論 A	2	54552					△	
			日本経済論 B	2	54553					△	
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	4	01119	◎		◎	◎	◎	
			法哲学	2	スクーリングのみ	△					
			西洋史特講(西洋哲学史)	4	34534(44531)※2			△	△		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		社会・地歴科教育法	4	95561	◎		◎	◎	◎	
			社会・公民科教育法	4	95562	◎		◎	◎	◎	

[重要]課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。

※1 「日本史概説」、「東洋史概説」、「西洋史概説」についてはスクーリングで 2 単位を修得した場合に限り、単位数(4 単位)を満たしていなくても、該当科目を修得したとみなします(通信学習で単位を修得する場合は 4 単位必要になります)。

※2 括弧外は「史学科」の教職生が取得する場合の科目コード、括弧内は「地理学科」の教職生が取得する場合の科目コードです。

・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト(トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表)で公開しています。

・2026 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信 4 月号』および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載します。

・スクーリングは年度によって開講科目や開講方法が変わる可能性があります。

・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

【地理歴史科(高等学校一種)】

◎:必修科目
△:選択科目　修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	日本史	4	01117	◎				◎	
			日本史概説※	4(2)	34501			◎	◎		
			日本法制史	4	14604	△					
			日本考古学	4	34601			△			
			日本美術史	4	24640			△			
			日本近代史	4	34647			△			
			日本近世史	4	34618			△			
			日本中世史	4	34628			△			
			日本古代史	4	34544			△			
			日本古文書学	4	34540			△			
		外国史	西洋史	4	01116	◎				◎	
			東洋史	4	01118	◎				◎	
			東洋史概説※	4(2)	34502			◎	◎		
			西洋史概説※	4(2)	34503			◎	◎		
			法思想史	2	スクーリングのみ	△					
			西洋法制史	4	14534	△					
			社会経済思想史	4	54546					△	
			経済史A	2	54524					△	
			経済史B	2	54525					△	
			東洋史特講(中国経済史)	4	34532			△			
		人文地理学・自然地理学	人文地理学概論(1)	2	44507	◎		◎	◎	◎	
			人文地理学概論(2)	2	44511	◎		◎	◎	◎	
			自然地理学概論(1)	2	44508	◎		◎	◎	◎	
			自然地理学概論(2)	2	44512	◎		◎	◎	◎	
			人文地理学演習	2	スクーリングのみ				△		
			人文地理学特講(地域・産業・生活)	4	44613	△		△	△	△	
			自然地理学演習	2	スクーリングのみ				△		
			自然地理学(地形)	4	44607	△		△	△	△	
			自然地理学(気候・気象)	4	44620	△		△	△	△	
			自然地理学(海洋・陸水)	4	44618	△		△	△	△	
			歴史地理学	4	44705	△		△	△	△	
			環境経済論 A	2	メディアスクーリングのみ					△	
			環境経済論 B	2	メディアスクーリングのみ					△	
		地誌	地誌学概論	4	44513	◎		◎	◎	◎	
			地誌学特講	2	スクーリングのみ				△		
			日本地誌(1)(自然編)	4	44523	△		△	△	△	
			日本地誌(2)(人文編)	4	44524	△		△	△	△	
			世界地誌(1)(アジア)	4	44525	△		△	△	△	
			世界地誌(2)(アメリカ・大洋州)	4	44526	△		△	△	△	
			世界地誌(3)(欧・アフリカ)	4	44527	△		△	△	△	
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		社会・地歴科教育法	4	95561	◎		◎	◎	◎	

[重要]課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。
※「日本史概説」、「東洋史概説」、「西洋史概説」についてはスクーリングで 2 単位を修得した場合に限り、単位数(4 単位)を満たしていなくても、該当科目を修得したとみなします(通信学習で単位を修得する場合は 4 単位必要になります)。
・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト(トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表)で公開しています。
・2026 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4 月号および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載します。
・スクーリングは年度によって開講科目や開講方法が変わる可能性があります。
・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

【公民科（高等学校一種）】

◎：必修科目
○：選択必修科目
・「法学（日本国憲法）」・「法学」および「国際法総論」の３科目（８単位）もしくは「政治学（スクーリングのみ開講）」の１科目（２単位）が必修
・必修単位を超過して修得した単位についても「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる
△：選択科目　修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学（日本国憲法）	2	01215	○		○	○	○	
			法学	2	01219	○		○	○	○	
			国際法総論	4	14524	○		○	○	○	
			政治学	2	スクーリングのみ	○		○	○	○	
			憲法	4	14501	△		△	△	△	
			民法総則	4	14515	△					
			物権法	4	14516	△					
			商法総則・商行為法	4	14519	△					
			会社法	4	14520	△					
			刑法総論	4	14521	△					
			刑法各論	4	14522	△					
			国際法各論	4	14525	△					
			労働法	4	14603	△					
			民法一部（総則・物権法）	4	54590					△	
			民法二部（債権法）	4	54591					△	
			東洋史特講（中国現代史）	4	34541			△	△		
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学	4	01217			◎			
			社会経済学 A	2	54518	◎			◎	◎	
			社会経済学 B	2	54519	◎			◎	◎	
			経済政策論 A	2	54538	△				△	
			経済政策論 B	2	54539	△				△	
			統計学A	2	54522					△	
			統計学B	2	54523					△	
			財政学A	2	54534					△	
			財政学B	2	54535					△	
			経済地理学	4	44699			△	△		
			文化地理学	4	44700			△	△		
			人文地理学（農業）	4	44704				△		
			日本経済論 A	2	54552					△	
			日本経済論 B	2	54553					△	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学	4	01119	◎		◎	◎	◎	
			法哲学	2	スクーリングのみ	△					
			西洋史特講（西洋哲学史）	4	※34534(44531)			△	△		
			東洋史特講（中国思想史）	4	34529			△			
			西洋史特講（キリスト教史）	4	※34535(44532)			△	△		
			日本史特講（日本仏教史）	4	※34525(44533)			△	△		
			日本史特講（日本思想史）	4	※34524(44534)			△	△		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		社会・公民科教育法	4	95562	◎		◎	◎	◎	

[重要]課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。
※括弧外は「史学科」の教職生が取得する場合の科目コード、括弧内は「地理学科」の教職生が取得する場合の科目コードです。
・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表）で公開しています。
・2026 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4 月号および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載します。
・スクーリングは年度によって開講科目や開講方法が変わる可能性があります。
・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

【商業科（高等学校一種）】

◎：必修科目
△：選択科目　修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	商業の関係科目	簿記Ⅰ	2	64516						◎
			簿記Ⅱ	2	64517						◎
			財務会計論Ⅰ	2	64540						◎
			財務会計論Ⅱ	2	64541						◎
			原価計算論Ⅰ	2	64542						△
			原価計算論Ⅱ	2	64543						△
			マーケティング論Ⅰ	2	メディアスクーリングのみ						△
			マーケティング論Ⅱ	2	メディアスクーリングのみ						△
			金融論Ⅰ	2	64530						△
			金融論Ⅱ	2	64531						△
			管理会計論Ⅰ	2	64544						△
			管理会計論Ⅱ	2	64545						△
			監査論Ⅰ	2	64546						△
			監査論Ⅱ	2	64547						△
			人的資源管理論Ⅰ	2	64537						△
			人的資源管理論Ⅱ	2	64538						△
			経営分析論Ⅰ	2	64550						△
			経営分析論Ⅱ	2	64551						△
			国際金融論Ⅰ	2	64552						△
			国際金融論Ⅱ	2	64553						△
			経営管理論Ⅰ	2	64524						△
			経営管理論Ⅱ	2	64525						△
			税務会計Ⅰ	2	64548						△
			税務会計Ⅱ	2	64549						△
		職業指導	職業指導	4	64676						◎
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		商業科教育法	4	95563						◎

[重要]課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。
・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表）で公開しています。
・2026 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4 月号および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載します。
・スクーリングは年度によって開講科目や開講方法が変わる可能性があります。
・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

【2026 年 3 月2日追記】

法政大学通信教育部で教職課程の履修を検討している方で、「教育実習」（中学校5単位、高等学校3単位）の履修が必要な方は下記の事に注意してください。

「こども性暴力防止法」に基づく性犯罪事実確認の可能性について

2026 年 12 月 25 日より「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（略称：こども性暴力防止法）」が施行されます。教育実習等の実施計画において、こどもと一対一になることが予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性および閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪に関する犯罪事実確認（前科有無の確認）が必要となる場合があります。教育実習の場合、確認が必要かについて最終的な判断は、教育実習校の学校設置者（自治体、学校法人等）が行います。

犯罪事実確認が必要と判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。その結果、性犯罪歴があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。予めご了承ください。

資　　料

『2026 年度入学要項』19～23 ページ
科目等履修生（教職生）

科目等履修生(教職生)

科目等履修生のうち、「教員免許状の取得を目的として入学する者」を教職生とします。

必ず『教職課程について(入学要項別紙)』
(https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/teacher-training/guide.pdf)を参照し、
自身の適用法令や課程表等を確認して出願してください。

1. 入学資格・諸手続き

入学資格

教員免許状の取得を目的として入学を希望し、下記①②のいずれかに該当する者。ただし本学に在籍中の者は除く。

①法政大学の学部卒業生(大学院は除く)
②他大学卒業生のうち「教育実習」「教職実践演習」「介護等体験(中学校免許希望者のみ)」を修了しており、かつ本学に課程認定がある教科の取得希望者であること
※免許状の課程認定は学部・学科でなされているため、入学に際しては1つの学部・学科を選択することになります。
各学部・学科で取得できる教員免許状については通信教育部Webサイトをご確認ください。

入学コース

最終学歴および修得科目によって、入学すべきコースが異なります。

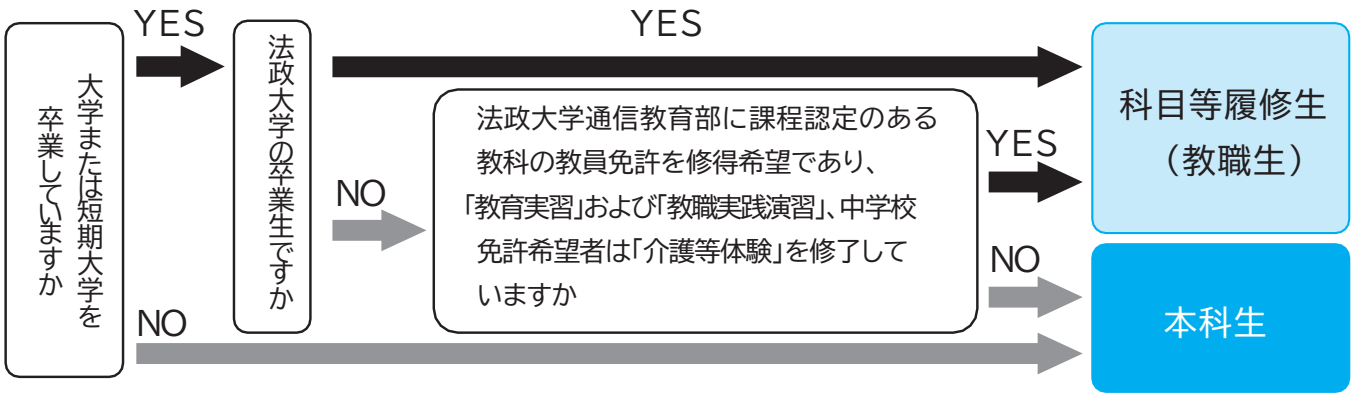

表1:本学で受け入れる「教職生」

(1) 不足科目修得希望者 P.22	大学または短期大学を卒業し、「教育実習」「教職実践演習」「介護等体験(中学校免許希望者のみ)」を修了している方で、前学での未修得科目の修得希望者※ (根拠規定:免許法第 5 条別表第1)
(2) 他教科免許状取得希望者 P.22	中学・高校の教員免許状所有者で、他教科の免許状取得希望者 (根拠規定:免許法第 6 条別表第 4)
(3) 上級免許状取得希望者 P.23	現職教員で、上級免許状取得希望者 (根拠規定:免許法第 6 条別表第 3)
(4) 実習教諭免許状取得希望者 P.23	現職の実習助手で、実習教諭(高校)免許状取得希望者 (根拠規定:免許法第 6 条別表第 3)
(5) 隣接校種免許状取得希望者 P.23	3 年の教職経験が評価される現職教員で、隣接校種免許状取得希望者 (根拠規定:免許法第 6 条別表第 8)

※法政大学の学部卒業生(通学課程含む)は「教育実習」「教職実践演習」「介護等体験(中学校免許希望者のみ)」を修了していない場合も教職生としての出願が可能です。

受講条件

■ 履修期間と継続

・履修期間は1年間です。(前期生4月1日～3月31日／後期生10月1日～9月30日)
　前期生が受験できる最終の単位修得試験は1月、後期生は7月となります。1年間で単位の修得ができない場合は、継続履修ができます。継続には1年ごとに手続きが必要となります。継続の場合、履修中の科目の科目登録料を再度納入する必要はありません。
・所属学科のカリキュラムなどの変更により、修得する科目・単位数が変動する場合があります。
・スクーリングは、開講科目によっては受講が抽選となる場合があります。

■ 履修単位

・1年間の履修単位数は通信学習とスクーリングをあわせて49単位までです。また、1年間に登録できるスクーリング単位は49単位までです。
・教職生は通信学習で単位修得することが基本となります。教職関係の科目がすべてスクーリングで開講されるわけでは ありません。また、スクーリングは年度によって開講される科目が異なります。
・科目登録は、必要な科目・単位数すべてを入学時に申請することが可能です。
・入学後、履修期間の途中に科目を追加登録することが可能です。

注 意

教員免許状の授与権者は、大学ではなく都道府県の教育委員会です。
単位を修得し終えた段階で免許状授与の個人申請をする際、不足単位や科目の取り間違い、適用法令違いなどによって免許状が授与されない、ということのないよう十分注意のうえ登録してください。
・P.19「1.入学資格・諸手続き」表1**(1)教育職員免許法第5条別表第1**に基づき教員免許の取得を希望する方は、必ず**出身大学にて**教育職員免許法上の不足区分や不足単位数について指導を受け、本学で修得すべき科目区分や単位数を確認してください。
・P.19「1.入学資格・諸手続き」表1(2)～(5)の方法で教員免許の取得を希望する方は、**免許状の授与を受けようとする都道府県教育委員会(現職教員の方は学校所在地の都道府県教育委員会)で**適用条文および不足の科目区分や単位数について必ず確認してください。
※教育委員会への確認は日程に余裕を持って行ってください。
※事前に教育委員会のホームページを必ず確認してください。

入学諸経費

■ 出願時諸経費

選考料	登録料(1年間)
10,000 円	30,000 円

・次年度以降も履修を継続する場合は継続手続き(継続料 30,000 円)が必要となります。

■ 通信学習・科目登録料

科目登録料
1単位5,000 円×登録単位数

入学後、通信学習科目の科目登録および科目登録料の支払いは随時可能ですが、出願書類の「科目登録票」で登録すると入学と同時に学習をはじめることができます。

※通教テキスト採用科目を登録すると大学より後日登録科目の通教テキストと登録科目数分のリポートノートを送付します。指定市販本採用科目を登録すると、大学より登録科目数分のリポートノートのみ送付します。指定市販本は各自購入してください。

■ スクーリング受講料

内訳	受講料
東京(春・夏※・秋・冬※・週末※・ゴールデンウィーク) ※一部は下欄のオンライン開講科目として開講	15,000 円×受講科目数
地方・メディア・オンライン開講科目	20,000 円×受講科目数

・スクーリング受講料は、各スクーリングの履修申請時に指定された受講料振り込み期間に振り込みます。出願時には振り込みの必要はありません。
・科目等履修生がスクーリングを受講する場合には、スクーリング開講科目の一部の科目のみ受講することができます。

提出書類

（■欄の書類は末尾にあります。インターネット出願サイトによる登録後、該当する書類を郵送してください。）

＊入学資格はP.19 を参照

提出書類 ＼ 入学資格（＊）	1. 不足科目修得希望者	2. 他教科免許状取得希望者	3. 上級免許状取得希望者	4. 実習教諭免許状取得希望者	5. 隣接校種免許状取得希望者
志願書1 （インターネット出願後にダウンロード・印刷できます）	○	○	○	○	○
学歴・学習歴	○	○	○	○	○
職務経歴	○	○	○	○	○
誓約書	○	○	○	○	○
学生証用身分証明書用写真台紙（写真1枚貼付）	○	○	○	○	○
志願書2（教職生・選科生用）	○	○	○	○	○
科目登録票※1	○	○	○	○	○
住民票または戸籍抄本（3カ月以内のもの） ※住民票は個人番号（マイナンバー）を非表示にして取得してください。外国籍の方は、国籍およびローマ字表記された氏名、在留資格、在留期間が記載されたものを取得してください。 ※提出する証明書の記載氏名と現在の氏名が異なる場合は、異なる両方の氏名が記載された戸籍抄本を提出してください。	○	○	○	○	○
卒業（見込）証明書（2年以内のもの）※2・7・8	○	○	○	○	○
成績証明書（2年以内のもの）※2・3・7・8	○	○	○	○	○
学力に関する証明書（取得希望免許教科用、2年以内のもの）	○※4・5・6	○※4・5・6	○※4		○※4・5・6
勤務証明書（3カ月以内のもの）			○	○	○
所有する教員免許状コピーまたは授与証明書			○	○	○
日本語能力試験認定結果および成績に関する証明書（2 級または N2 以上）（2年以内のもの）	海外に居住している外国籍の方				
P.46～50の事前相談回答文書	・海外の学校卒業（または退学）を入学資格として出願を希望する方 ・障がいもしくは疾病があり、合理的配慮を希望する方				

※1：事前に出身大学や免許状の授与を受けようとする都道府県教育委員会で履修指導を受け、**必ずその内容を科目登録票にもれなく記入してください**（P.20 中段の注意事項もご確認ください）。

※2：大学院修了者も、学部の卒業証明書と成績証明書を提出してください。

※3：**複数の学校・複数の課程で教職の単位を修得した場合には、すべての学校・すべての課程の成績証明書を提出してください（科目等履修生を含む）。**

※4：必ず取得を希望する教科の証明書を提出してください。**複数の学校・複数の課程で教職の単位を修得した場合には、すべての学校・すべての課程（科目等履修生を含む）の学力に関する証明書（希望教科用）を提出してください。また、教育実習単位修得の確認を行いますので、取得希望教科の証明書に教育実習単位の修得が記載されていない場合、記載されている証明書も追加で提出してください。法政大学卒業者も、法政大学発行の「学力に関する証明書（希望教科用）」の提出は必要です。**学力に関する証明書の発行には時間を要するため、日程に余裕をもって申請してください。

【注意】
通信教育部Webサイトにて適用法令を確認し、新法（平成28年改正法）適用者は、新法の学力に関する証明書、旧法（平成10年改正法）適用者は、旧法の学力に関する証明書を提出してください。

※5：出身の大学・短期大学の学部学科で取得希望教科の課程認定がない場合は、取得されている教員免許状のコピーまたは授与証明書（原本）を提出してください。

※6：上記※ 4、※ 5 が両方とも発行できない場合は、現在取得している教科の「学力に関する証明書」もしくは「教員免許状取得見込証明書」を提出してください。

※7：法政大学卒業者は提出不要です。

※8：「～通知書」等、証明書以外の書類では受理できません。

課程表一覧

課程表一覧は、『教職課程について（入学要項別紙）』（https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/teacher-training/guide.pdf）のP.5～10に掲載していますので、科目を確認してください。

2. 目的別の受講資格

不足科目修得希望者（根拠規定：免許法第 5 条別表第 1）

＜受講資格＞

・大学または短期大学において、教職課程を履修しながら免許状取得に必要な科目・単位を残して卒業した方が対象となります。

・他大学・短期大学卒業者で教育実習や教職実践演習、介護等体験の履修を希望する方は、本科生3年次に編入学してください（ただし本学卒業生は教職生として教育実習や教職実践演習、介護等体験の履修が可能）。

・出身大学や短期大学でご自身の適用法令（新法（平成28年改正法）または旧法（平成10年改正法））（※）に対応した「学力に関する証明書」を交付してもらい、出身大学にて免許状取得に不足している科目区分（免許法上の科目名）と不足単位の確認・履修指導を受けてから出願してください。

・他大学・短期大学で修得した単位は本学で修得した単位としては認定していません。

※ 2019年3月末日から現在まで、いずれかの大学（短期大学を除く）に在籍している方が間を空けずに本学通信教育部に入学する場合は、旧法（平成10年改正法）での免許取得が可能な場合があります。免許状の授与を受けようとする都道府県教育委員会で確認してください。

他教科免許状取得希望者（根拠規定：免許法第 6 条別表第 4）

中学校または高等学校の教員免許状をすでに所有している方が、その免許状を基礎資格として、表2に示した免許状を取得する場合の方法です。

＜受講資格＞　表2の基礎となる教員免許状をすでに所有していること。

・出身大学や短期大学でご自身の適用法令（新法（平成28年改正法）または旧法（平成10年改正法））に対応した「学力に関する証明書」を交付してもらい、免許状の授与を受けようとする都道府県教育委員会（現職教員の方は学校所在地の都道府県教育委員会）で免許状取得に不足している科目区分（免許法上の科目名）と不足単位の確認をしてから出願してください。

・他大学・短期大学で修得した単位は本学で修得した単位としては認定していません。

※ 2019年3月末日から現在まで、いずれかの大学（短期大学を除く）に在籍している方が間を空けずに本学通信教育部に入学する場合は、旧法（平成10年改正法）での免許取得が可能な場合があります。免許状の授与を受けようとする都道府県教育委員会で確認してください。

表2：別表第4 を根拠に本学で取得できる免許状

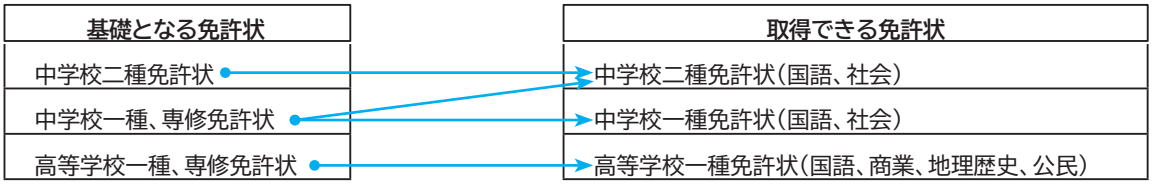

・基礎となる免許状と取得できる免許状との関係は、表2に示した矢印方向の関係のみ成り立ちます。したがって、中学校の免許状を基礎にして高等学校の免許状を取得することはできません。同様に高等学校の免許状を基礎に中学校の免許状を取得することもできません。

・他教科免許状取得のための法定最低修得単位数は、表3の左側のとおりですが、本学では必修科目の設定上、表3の右側の 単 位 修得を必要とします。

表３：他教科免許状取得のための法定最低修得単位数および本学最低修得単位数

免許状の種類	法定最低修得単位数		本学最低修得単位数		
	教科に関する科目	各教科の指導法		教科に関する科目	各教科の指導法
中学校一種	20	8	中学校一種および二種 国語	22	8
			中学校一種および二種 社会	36(30)	8
高等学校一種	20	4	高等学校一種国語	20	4
			高等学校一種商業	20	4
			高等学校一種地理歴史	24(20)	4
			高等学校一種公民	20	4

『教職課程について（入学要項別紙）』(https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/teacher-training/guide.pdf)のP.5～P.10に掲載している課程表で詳細を確認してください。

・中学校・国語に必要な「書道実技」については上記の課程表で履修方法を確認してください。

・中学校一種および二種社会、高等学校一種地理歴史について史学科・地理学科の教職生として入学した場合に限り、( )内の単位数で免許状を取得できる場合があります。詳細は上記の課程表で確認してください。

上級免許状取得希望者（根拠規定：免許法第 6 条別表第 3）

＜受講資格＞　現在所有している教員免許状による当該教科の担当実務年数を資格にして、上級免許状の取得を希望されている方。本学では、実務年数3年以上の現職教員を対象とします。

・実務年数による最低修得単位数および修得すべき科目区分については、各自で在職する学校所在地の都道府県教育委員会の確認を必ず受けたうえで出願してください。

実習教諭免許状（高等学校）取得希望者（根拠規定：免許法第 6 条別表第 3）

＜受講資格＞　現高等学校の実習助手で、当該実習教科の高等学校一種免許状の修得を希望する方。本学では、現職の実習助手を対象とします。

・実務年数による最低修得単位数および修得すべき科目区分については、在職年数と修得単位により異なりますので、各自で在職する学校所在地の都道府県教育委員会の確認を必ず受けたうえで出願してください。

隣接校種免許状取得希望者（根拠規定：免許法第 6 条別表第 8）

＜受講資格＞　3 年の教職経験により良好な勤務成績を証明された現職の教員で、隣接校種の免許状取得を希望する方。本学では、現職の教員を対象とします。

・実務年数による最低修得単位数および修得すべき科目区分については、各自で在職する学校所在地の都道府県教育委員会の確認を必ず受けたうえで出願してください。

資　　料

本科生　進級要件(『学習のしおり』2025　抜粋)

進級要件

1 進学・再学の諸条件

◆学年が上がることを「進学（進級）」、同学年を繰り返すことを「再学（留級）」といいます。

◆進学（進級）するためには各年次で所定の単位を修得しなければなりません。

◆所定の単位を修得しない場合は、以下に定める進級に関する規程により進級することができません。また、前年度において休学中の者は進級することができません。

1. 進級要件

a. 法学部

区分	進級要件
1年次→2年次	なし
2年次→3年次	なし
3年次→4年次	①年間修得単位：8単位以上 ②合計修得単位：40単位以上 ③スクーリング修得単位：合計修得単位のうち10単位以上

b. 文学部・経済学部

区分	進級要件
1年次→2年次	年間修得単位：4単位以上
2年次→3年次	年間修得単位：8単位以上
3年次→4年次	①年間修得単位：8単位以上 ②合計修得単位：40単位以上 ③スクーリング修得単位：合計修得単位のうち10単位以上

注意

※日本文学科・地理学科・経済学部は履修状況により退学勧告される場合があります。

※以下の注意は全学部共通の事項です。

- 「教職専門科目」「教科専門科目」および「その他専門科目」の単位は進級要件に含みません。
- 進級要件については科目構成単位を満たさない単位（構成単位が4単位の科目のうち2単位をスクーリングで修得した場合など）も修得単位に含みます。
- 2・3年次編入学者の合計修得単位、スクーリング修得単位には、編入学時の認定・免除単位も含みます ▶p.28 。
- 放送大学で修得し、認定を受けた単位は各年次における年間修得単位にはなりませんが、3年次から4年次に進級する際の合計修得単位・スクーリング修得単位には含まれます ▶p.137 。

2. 進級時期

前期生	4月1日
後期生	10月1日

3. 手続き

- 進学・再学の手続きは、前期生は3月中旬、後期生は9月下旬頃、所定の教育費を納入することによって完了します ▶p.198 。
- 進学の手続きを完了すると、前期は4月～6月頃、後期は10月～12月頃に新しい学年の通教テキストおよび学科に応じたリポートノートが配付されます（指定市販本、申告制通教テキストを除く）。

2 進級判定

◆各学部教授会にて「進学（進級）」か「再学（留級）」かを判定します。

◆進級判定時に有効となるリポート、単位修得試験、スクーリングの修得単位は以下の期限までのものとなります。

	前期生	後期生
年度の区切り	4月1日～3月31日	10月1日～9月30日
年度最終リポート受付締切	2026年1月8日（木） ただし、新規提出については、2025年12月15日(月)までに提出しなければ年度最終単位修得試験に間に合いません。	2025年7月9日（水） ただし、新規提出については、2025年6月16日(月)までに提出しなければ年度最終単位修得試験に間に合いません。
年度最終単位修得試験	2026年1月25日（日）	2025年7月20日（日）
年度最終スクーリング	2025年度冬期スクーリング	2025年度夏期スクーリング

◆判定結果通知は、前期生は3月上旬、後期生は9月上旬に送付します。